

平成29年 第1回 定例教育委員会 会議録

招集日時	平成29年1月24日 午後6時30分								
開会日時	平成29年1月24日 午後6時30分								
閉会日時	平成29年1月24日 午後7時31分								
開催場所	ふじみ野市役所本庁増築棟3階 災害対策室								
教育長	朝 倉 孝								
委員出席席状況	席番	氏名	出席別	説明のため出席した者					
	1	富田信太郎	出	教育部長	中野則之	出	社会教育課長	佐藤龍司	出
	2	塩野 好一	出	学校教育管理監	朝倉美由紀	出	大井図書館長	宮井さゆり	出
	3	山城いづみ	出	教育総務課長	皆川恒晴	出	大井中央公民館長	三上隆夫	出
	4	伊藤 英夫	出	学校教育課長	榎本 崇	出	上福岡歴史民俗資料館長	原口雅樹	出
				学校給食課長	岡田 彰	出	学校給食課主幹	原田準一	出
書記	教育総務課主事補 宮原健太郎			傍聴人数			0人		
会 議 概 要									
議 事 等									
<p>第1号議案「ふじみ野市教育委員会傍聴規則の一部を改正することについて」(可決)</p> <p>第3号議案「ふじみ野市小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正することについて」(可決)</p> <p>報告事項「専決処理に関する報告について(ふじみ野市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正することについて)」(承認)</p> <p>報告事項「専決処理に関する報告について(ふじみ野市教育委員会公印規程の一部を改正することについて)」(承認)</p> <p>報告事項「専決処理に関する報告について(ふじみ野市立西原小学校の通学区の新規設定について)」(承認)</p> <p>【非公開】</p> <p>第2号議案「ふじみ野市教職員の人事について」(可決)</p>									
(18時30分)	<p>○開会の宣告</p> <p>ただ今から、平成29年第1回定例教育委員会会議を開催いたします。</p>								
教育長									

<p>教育長</p> <p>各委員</p> <p>教育長</p> <p>各委員</p> <p>教育長</p>	<p>○会議録の承認</p> <p>まず始めに、前回定例会会議録の承認についてです。</p> <p>事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等はございますか。</p> <p>(確認事項なし)</p> <p>特にないようですので、この内容で承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、会議録につきましては、この内容で承認といたします。</p> <p>後ほど、委員の皆様の御署名をお願いします。</p>
<p>教育長</p>	<p>○教育長からの報告</p> <p>次に、報告をさせていただきます。</p> <p>1 新学期開始について</p> <p>いずれの学校も冬休み中に事故等はなく、順調にスタートすることができました。</p> <p>昨年末に長瀬町給食センターで調理員の方がノロウイルスに感染していることが判明し、同町では2学期末から新学期にかけて給食を停止したということがありました。</p> <p>それを受けて、急遽、本市において同様の危険性がないか確認するためにノロウイルス抗体検査を実施しました。</p> <p>この検査は、調理員、栄養士、学校給食課の職員、学校事務嘱託員等、給食に携わる全職員を対象に、市の予備費を使って実施しました。</p> <p>1月6日に結果が出たところ、1名からノロウイルスが検出されました。</p> <p>給食開始前でしたので、その職員を給食調理から外しまして、給食調理場の消毒を行うとともに、保健所への通報を行いました。</p> <p>その職員は、感染しているものの発症してはいないため、勤務場所を給食調理場から外して、市の方で勤務させました。</p> <p>再検査を行い、保菌していないことを確認後、職場に復帰させました。</p> <p>結果として、支障なく給食の準備をすべて整えることができ、給食を開始することができました。</p>

長瀬町の事例を他山の石として、事前に検査を実施した結果、無事に給食を開始することができました。

何事もなく給食を開始することができましたが、その背景には、ただいま申し上げました対応があったということをお報告させていただきます。

2 成人式について

社会教育課が中心となり、先週の月曜日に成人式を実施しました。

皆様の机前にお配りしましたとおり、成人人数約1,200名の6割から7割が参加しました。

例年、各地の成人式では混乱も見られるようですが、本市の場合は若干騒いだりした者もいましたが、それを注意すると比較のおとなしく従い、正常な式の運営ができたと思います。

また、4人の新成人が「誓いの言葉」をしっかり述べて、本市の新成人のこれからの心構えや、大人になる覚悟の程をメッセージとしてしっかり伝えることができたと思います。

3 花の木中学校研究発表について

先週、花の木中学校で生徒指導の研究発表がありました。

「ネットを通じたいじめの防止」についての研究発表を行いました。1時間40分間、生徒たちは寒い体育館の中でしっかりと自分たちの学級で討議した内容を発表することができました。

当日、生徒たちの発表を聞いて印象を受けたことが2点あります。

1点目は、どの学級も「自分についてネット上で間違った情報を流されるのは嫌だ」と言っていたことです。

裏返してみれば「自分のことをきちんと理解してほしい」という思いがあり、1年生から3年生まで、どの学級においてもメッセージとして出ていました。

2点目は、1年生から3年生までがほぼ同じ内容だったということです。

通常ですと、学年が上がるにつれ発表内容や課題解決の方法が深まっていくなのですが、なぜだろうかと考えました。

このことについて、よくよく考えると「大人であっても、子供達と大

して変わらないものを出したであろう」と思えました。

その理由は、スマホを使っている期間は大人も子供もほぼ同じ…、皆同時に使い始めて今に至っていますので、その経験値は大人も子供も差がないのだということを強く印象付けられました。

そういった意味では、今後、スマホ使用のスキルに関して大人が子どもに教えられることはあまりないのではないかと思います。

ただ、スキル以外の部分では、大人が子供に指導すべきことはあると思います。社会全体を見通して大人が子供達に指導できることを示していくべきであり、同時に今の子供達がしっかりとしたスキルを身に付けていってネット社会に対応できるように私たちは育てていかなければいけないと感じました。

また、当日は山城委員さんに研究発表の感想を述べていただきました。

この場をお借りして御礼申し上げます。

以上、何点か報告させていただきましたが、御質問・御意見等はございますか。

富田教育長職務代理者

ただいま教育長から御報告いただきました成人式についてです。

御報告のとおり、開式前は「些か騒がしいかな」と感じていましたが、開式以降はきちんとして、社会教育課の方々も上手に進行してくださって滞りなく式が進んで良かったと思いました。

また、二十歳のメッセージも大変立派で感銘を受けたところです。

ただ、1点思うところがありまして、壇上の来賓の方の振る舞いについてここで一言申し上げたいのですが、昨年もそうだったのですが、壇上にいて何かしら挨拶なり祝辞なりする者は、起立して、同じ席の人に一礼して、国旗の方に向かって一礼して、反対側にいる御来賓に一礼して、正面に向き直って全体に一礼するという流れで皆様されているのですが、どうもその流れをされない方がいらっしゃいました。

実は昨年もそうだったのですが、その際は「慣れていらっしゃるのかな」、「緊張のあまり、そうされなかったのかな」と捉えたので申し上げませんでした。今年も全く同じでしたので一言申し上げておかなければいけないと思いました。

これは、「日の丸に一礼しなければいけない」といった観念的なものでは

なく、式典の品位に関わってくるものであると思います。

昨年度、小学校の卒業式に市議会議員の皆様が参列されました。

ふじみ野市としては、久しぶりに御参列いただいたのですが、そのときに観念的な話の中で、国歌斉唱の時に起立するか否かという話もありましたが、それは個人がそれぞれ心に思うところは別にして、主催者である学校側が「この場は起立していただきたい」ということであれば、それに従っていただくという話で御参列いただいたという経緯があると伺っています。

これは成人式でも同じことであって、「日の丸に対してどのような考えをお持ちか」、「物に対して礼が必要か」といった話ではなくて、主催者がそこで一礼を求めるか否かということが大事だと思います。

そこで、社会教育課長に伺いたいのですが、二十歳のメッセージのときに新成人が壇上で国旗の方に向かって深々と一礼をされていましたが、これは社会教育課が「そのようにしてください」と伝えたのだと理解してよろしいのでしょうか。

社会教育課長

はい。前日にメッセージのリハーサルを半日かけて行いました。

その中で、国旗、来賓、主催者、会場に礼というマニュアルを作りまして、3回から4回ほど、司会の進行に合わせてリハーサルを行いましたので、その中でそのようなお願いはしました。

富田教育長職務代理者

ありがとうございます。よく分かりました。

そうしますと、主催者側が国旗に対しても一礼することが式典における品位であると思いますので、ここは個人がどう思うかは別にして、その方向に向かって一礼するというのが出席者の義務であると思いますので、これはぜひ来年度の成人式に当たっては、そのようなことがないように…、そのようなことがありますと、「成人を祝う」ということとは別に何か思うことが出てきてしまいますので、来年に向けて申し送りしていただきたいと思います。

教育長

以上、意見でございます。よろしく願いいたします。

貴重な御意見を頂きました。

この件も含めて、委員の皆様から他に御意見等ございますか。

各委員

(意見等なし)

教育長	<p>以上、報告並びに御意見をいただきました。</p> <p>○本日の議事</p>
教育長	<p>それでは議事に入ります。本会議にあらかじめ提案させていただいた議事の件数は、議案2件、報告事項2件ですが、これに議案1件、報告1件を追加し、議案3件、報告3件を議事としたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(了承)</p>
教育長	<p>それでは、そのように決定いたします。</p> <p>○提案理由の説明</p>
教育長	<p>では、教育部長から議案3件の提案理由をお願いします。</p>
教育部長	<p>(提案理由の説明)</p>
教育長	<p>ここでお諮りします。</p> <p>本日の議案のうち、第2号議案「ふじみ野市教職員の人事について」は、報告事項終了後に非公開として審議したいと思います。</p> <p>また、本日追加した報告事項及び議案については、第1号議案の後に審議したいと思います。</p> <p>委員の皆様のお手元に配布しました案件一覧の矢印の下に「(案)」としてお示ししました順序のとおり審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(了承)</p>
教育長	<p>それでは、そのように決定いたします。</p> <p>○第1号議案</p>
教育長	<p>はじめに、第1号議案「ふじみ野市教育委員会傍聴規則の一部を改正することについて」を議題といたします。</p> <p>本議案の説明を教育総務課長よりお願いします。</p>
教育総務課長	<p>教育総務課長の皆川です。よろしくをお願いします。</p> <p>第1号議案、ふじみ野市教育委員会傍聴規則の一部を改正することについて御説明いたします。</p>

議案の一番後ろのページから1枚めくっていただきまして、新旧対照表の3ページを御覧ください。

右側が現行の様式第1号、左側が改正案の様式第1号です。

教育委員会の会議を傍聴する際には、傍聴申請書に住所と氏名を記入していただきます。

その際、従来は、右側に示しました一覧表に記入していただいていたのですが、この様式ですと後から記入する人が先に記入した人の住所と氏名を見ることができてしまうので、個人情報保護の観点から1枚ずつのカード式に改めます。

そして、傍聴を申請された方には次のページ左側の様式第2号の傍聴券をお渡しします。

現行の傍聴券には傍聴人の住所と氏名の記載欄がありますが、申請書の番号と傍聴券の番号は同一ですので住所と氏名の記載を省略します。

裏面の注意事項の文言にもアンダーラインが引いてありますが、これは様式第2号を全部改正していることから全部にアンダーラインを引いているのであって、記載内容が改められているということではありません。

傍聴人の個人情報の保護に配慮するため様式第1号を改めることが今回の傍聴規則一部改正の目的です。

その他の改正箇所は、字句の整理等です。

ページを戻していただき、新旧対照表の1ページを御覧ください。

順次御覧いただきます。

現行の第2条には「傍聴券の交付を受けなければならない」という規定があり、次の現行の第3条にも同じ規定がありますので、現行の第2条を削り、第3条の文言を整理して同条を第2条に繰り上げます。

以下、全ての条を1条繰り上げます。

次のページ、新旧対照表の2ページの右側、現行の第8条の「傍聴席にあるときは」というのは、秩序を維持しなければならないのは当然傍聴席にあるときに限りませんので、この文言を削ります。

右側の第10条の「規程」は誤字ですので「規定」に改めます。

右側の第11条は「違反するとき」を「違反する場合」に改めています。法制執務の参考書によりますと、「場合」と「とき」の使い分けとして、

	<p>「条件を表すために『場合』と『とき』の両者を重ねて用いる際には、大きな条件を『場合』で示し、小さな条件を『とき』で示す」とあります。</p> <p>これに従い、「傍聴人がこの規則に違反する」という大きな条件を「場合」に改めます。</p> <p>最後に、右側の第12条を全部改めて左側の第11条にしていますが、これは「委員長」を「教育長」に改めるとともに、他の規則と同様の表現に改めるものです。規定の趣旨そのものに変更はありません。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>御審議よろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>この案件について、各委員の皆様から、御質問がございましたらお願いします。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
教育長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>第1号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(全員賛成)</p>
教育長	<p>賛成総員と認め、第1号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
	<p>○報告事項</p>
教育長	<p>では、ここで、先ほど申し上げましたとおり議事の順序を変更して、報告事項「ふじみ野市立西原小学校の通学区の新規設定について(答申)」に移ります。</p> <p>学校教育課長より報告をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>学校教育課長の榎本です。よろしくお願いします。</p> <p>ふじみ野市立西原小学校の通学区の新規設定に係る答申について御報告いたします。</p> <p>お手元の報告資料も併せて御覧ください。</p> <p>この度、平成28年11月29日に教育委員会から諮問しました「ふじみ野市立小・中学校通学区(ふじみ野市大井中央二丁目地区)の一部編成」について、平成29年1月16日にふじみ野市立小・中学校学区審議会の富山章会長より教育長へ別添写しのおり答申書が提出されました。</p> <p>今回の学区審議会では、ふじみ野市大井中央2丁目の大井小学校及び西</p>

原小学校の学区境となっている、新規住宅開発地区の適切な通学区について、審議会を計3回開催し、それぞれの学校の適正規模や、将来的な人口推計、地域の皆様の意見を考慮しながら慎重審議を進めていただき、今回の答申に至っております。

答申内容でございますが、現在、各町内会の子供の数の減少が危惧されている中で、今回の地区の通学区域を変更することにつきまして、地域コミュニティを形成していく上において、様々な意見・要望が寄せられましたが、それぞれの学校の適正規模の状況や、地域住民の要望等を踏まえ、通学路の安全対策についてより一層の充実を図ること及び今後の通学区域の編成については、十分な審議期間を設けるとともに、周辺住民や関係機関等への周知を図ることとした要望を付して、現行の大井小学校区から新たに西原小学校区へ設定することが望ましいとの答申をいただきました。

学校教育課としましても、審議会において最も重要な課題として挙げられておりました、通学路の安全対策につきまして、担当部署である都市計画課に交通指導員の適切な配置についてのお願いと併せて、手押しボタン信号機の設置につきましても、1月6日に埼玉県警察へお願いに伺ったところでございます。引き続き関係各課と連携を取りながら安全対策に努めてまいります。

以上報告いたします。よろしくお願ひします。

この答申について、審議会での賛否を報告してください。

計3回の審議会のうち、1回目と2回目におきまして学区審議会委員さんの様々なお立場から御意見・御要望をいただきました。

その中で、特に通学路を新たに設定することについて、PTA会長さん方から、交通指導員の配置、手押しボタン信号機の設置、通学路である旨の路面標示といった安全対策に係る御要望をたくさんいただきました。

また、主に町内会の会長さんである委員の方々からは、これから大井小学校区から西原小学校区ということで、どちらの学校も子供の数が減少していくことには変わりはない中で、大井小学校区内の方から町内会の活性化という点での危惧、1つの町内会で2つの学校区をカバーしなければならないことによる運営の難しさなどについて御意見をいただいております。

それから、教育委員会が今後進めていく地域協働学校についても学区と

教育長
学校教育課長

<p>教育長</p> <p>各委員</p> <p>教育長</p> <p>各委員</p> <p>教育長</p>	<p>町内会が同一であることが好ましいので考慮していただきたいという御意見もいただきました。</p> <p>それらの御意見を踏まえて3回目に答申案をお示ししまして、最終的に御理解をいただいた上で教育長に提出されたという流れでございます。</p> <p>今の報告について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、報告の内容のとおり了承いたします。</p>
<p>教育長</p> <p>学校教育課長</p> <p>教育長</p>	<p>○第3号議案</p> <p>引き続き、議事の順序を変更して、第3号議案「ふじみ野市小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正することについて」を議題といたします。</p> <p>本議案の説明を学校教育課長よりお願いします。</p> <p>続けてよろしくをお願いします。</p> <p>ただいまの答申を受けて、ふじみ野市小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正することについて御審議いただきます。</p> <p>お手元の資料を2枚めくっていただきまして、新旧対照表を御覧ください。右側が現行、左側が改正案です。</p> <p>上の方に大井小学校区の地番が示されていて、下の方に西原小学校区の地番が示されています。</p> <p>これまで大井中央2丁目は全域が大井小学校区でしたが、ヤマハ株式会社埼玉工場跡地の42世帯の新規住宅開発地区に新たに枝番がふられましたので、大井中央二丁目21番から23番を西原小学校区に編成する内容となっております。</p> <p>それに伴いまして大井小学校区につきましては、大井中央二丁目1番から20番になります。</p> <p>御審議のほどよろしくをお願いします。</p> <p>先ほど答申を得るときに、1つの町会が大井小学校と西原小学校の2つ</p>

学校教育課長	<p>に学区が分かれることについて、子供会のことなどで課題があるのではないかということでしたが、この新旧対照表を見ると全ての町会が1つの学校に行くということになっているのか。大井中央二丁目だけが特異な例になっていくのでしょうか。</p> <p>ふじみ野市内の中で、1つの町会の中で学校区が重なり合っているという例は珍しくない状況です。</p> <p>場所によっては、1つの町会から3つの小学校に通う地区も存在しております。その町会では子供会の運営でいろいろな工夫をしたり、町会の中で登校指導の見守りを分担するなどの工夫をしながらやっていただいている現状があります。</p> <p>また、大井小学校、西原小学校地区についても2つに分かれている所もありますし、西原小学校の通学区の中で西原小学校と三角小学校に分かれている所もあります。</p>
教育長	<p>今回の対象となっている所は、今まで大井小学校1つだったのでお困りの様子でしたが、そのような事情もあるということで御理解いただいています。</p> <p>町会と通学区は分かれずに越したことはないのですが、これから児童数の増減があった場合には、どうしてもそこには一定程度手を付けていかなければならない部分もあろうかと思えます。</p> <p>教育委員の皆様も「できるだけ避けた方が良く」とお考えのことと思いますが、避けて通れない課題であろうかと思えます。</p>
山城委員	<p>「1つの町会で複数の学校に」ということですが、学校だよりやPTAからのお知らせ等の回覧の依頼があるかと思うのですが、初めて分かれてしまって困ると思いますので、他の地区の事例を調べて教えてあげると良いと思います。</p> <p>私もPTAをやっていたときに「枚数が多い」とか「いっぺんに持って来てくれ」とか、町会の方からいろいろ御指導いただいたことがありますので、ぜひ、その点について町会が困らないように助言していただければと思います。よろしくお願ひします。</p>
学校教育課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>実際に、3回目の審議会では町会の中から「行事の把握等したいので、</p>

<p>塩野委員</p>	<p>西原小学校の学校便りもいただきたい」という御要望もいただいております。</p> <p>校長も委員としてその場にいて了承しましたので、今後、漏れのないように進めていきます。</p> <p>答申の別紙資料に「西原小学校の通学路における安全対策について、より一層の充実を図ること」とあって、交通指導員の配置や信号機の設置の要求に触れていますが、現状はこれがなくてもそんなに危なくないということでしょうか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>一番ネックになるのは、新規住宅開発地から西原小学校区に渡る所に、横断歩道はあるものの信号機はない箇所が1箇所あります。</p> <p>新規開発地にはまだ人が住んでいないので、そこからの声はありませんが、近隣から文京幼稚園に通っている御家庭からの「信号機があると嬉しいのですが」という声がPTA会長さんの耳に入っているようです。</p> <p>そこに信号機がすぐ設置されることは難しいと聞いていますが、要望はしていきます。</p> <p>都市計画課と協議しながら交通指導員の配置を柔軟に行ったり、通学路はまだ決定していませんが、校長及び関係各課と協議して現時点で最も安全と思われる…、ベストではないにしてもベターであると思われる通学路を決定したいと考えています。</p>
<p>教育長</p>	<p>ちょうど「砂場」というお蕎麦屋さんと文京幼稚園の角の横断歩道です。</p> <p>交通指導員さんの人数は決まっていますので、優先順位を決めて配置することとなります。</p> <p>そのような中で、もしも交通指導員さんの配置が難しいようでしたら、一番は地域にお住いの保護者さんが自分の子供の通学の安全のために横断歩道で見守りをしていただきたいということを、学校を通じて要望したいと思います。</p> <p>その上で交通指導員の配置、という考え方で進めていきたいと思います。</p> <p>ほかに御質問はございますか。</p>
<p>各委員 教育長</p>	<p>(質疑なし)</p> <p>他に質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>第3号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>

各委員	(全員賛成)
教育長	賛成総員と認め、第3号議案は原案のとおり決定いたします。
	○報告事項
教育長	次に、「専決処理に関する報告について(ふじみ野市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部改正)」について、教育総務課長より報告をお願いします。
教育総務課長	専決処理しましたふじみ野市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部改正について御報告いたします。 資料を2枚めくっていただきまして、新旧対照表を御覧ください。 様式第2号「推薦書」の一部改正です。 奨学金や入学準備金を貸し付ける際には、その生徒が貸付を受けるにふさわしい人物であると、在学する中学校又は高等学校の学校長が認め、推薦していただくことを要件としています。 そして、そのように認めて推薦する際にこの様式に御記入いただくのですが、右上に「学校長」のほかに「学長」と記載されています。 申し上げましたとおり、記入するのは中学校又は高等学校の学校長であり、大学の学長が記入するものではありませんので「学長」を削りました。 なお、この一部改正は「教育委員会会議における議案の取り扱い等に係る申し合わせ事項」に定める「内容が極めて軽微であるもの」として教育長が専決処理することができる案件と判断し、専決処理しました。 報告は以上です。よろしく願いいたします。
教育長	ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。
各委員	(質問なし)
教育長	報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、報告の内容のとおり了承いたします。
	○報告事項
教育長	次に、「専決処理に関する報告について(ふじみ野市教育委員会公印規程

教育総務課長

の一部改正)」について、教育総務課長より報告をお願いします。

専決処理しましたふじみ野市教育委員会公印規程の一部改正について御報告いたします。

資料を2枚めくっていただきまして、新旧対照表を御覧ください。

主な改正内容は、右側の欄、改正前の別表第1中、2番の賞状用の教育委員会印を削ることです。

御存じのとおり、平成27年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されました。

改正前は、教育委員長が教育委員会の代表者であり、会議の主宰者でした。

一方、教育長は具体的な事務執行の責任者であり、教育委員会事務局の指揮監督者でした。

このようなことから、法改正前は、賞状を出すに当たっては教育委員長または教育長のどちらかの名前で出すのではなく「教育委員会」名で出すことがありました。

「教育委員会の代表者」という点については、改正後の地教行法第13条第1項の規定により、教育委員長が廃止され、教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとなりました。

代表者が一人となったことによって、賞状を出す場合も教育委員会として出すことはなくなったため、賞状用の委員会印を廃止しました。

この新旧対照表には記載していませんが、賞状用の教育長印は既にありますので、今後、賞状用の公印は教育長印のみを使用します。

地教行法改正の時点で公印規程を改正し、教育委員長印を廃止する等しましたが、この賞状用の委員会印の廃止が漏れていたため、今回廃止したものでございます。

その他の改正箇所は、第2条中「公印章」を「公印」に、「第10条」を「第11条」にそれぞれ改めましたが、ともに誤字を訂正したものでございます。

なお、今回の一部改正のうち、賞状用の委員会印を廃止する部分は法改正に伴うものであるため、「教育委員会会議における議案の取り扱い等に係る申し合わせ事項」に定める「教育委員会における議論の余地がないもの」

	と判断しました。 また、誤字を訂正する部分は「内容が極めて軽微であるもの」と判断し、専決処理しました。
教育長	報告は以上です。よろしくお願いいたします。 ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。
各委員	(質問なし)
教育長	報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、報告の内容のとおり了承いたします。 以上で、公開とする議案及び報告事項の審議を終了いたします。
	○各課からの報告
教育長	この後は非公開の審議になりますので、ここで各課から別件で報告をしておくべき事項がありましたらお願いします。 (社会教育課長：報告)
教育長	ありがとうございます。
	○次回の日程等
教育長	続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。 次回は、平成29年2月16日(木)午後6時30分から、会場は市役所本庁増築棟3階災害対策室を予定しております。 なお、傍聴人の数ですが、5名までとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
各委員	(了承)
教育長	それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に5名を限度とします。 それでは、ここからは非公開となりますので、学校教育管理監及び学校教育課長以外の課長及び主幹(並びに傍聴の皆様)には退席をお願いします。 本日はお疲れ様でした。

<p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>(19時31分)</p>	<p>○第2号議案</p> <p>【非公開】</p> <p>○非公開の解除</p> <p>ここで、非公開を解除し、改めて第2号議案「ふじみ野市教職員の人事について」が可決されましたことを御報告いたします。</p> <p>○閉会の宣告</p> <p>以上で、平成29年1回定例教育委員会会議を閉会いたします。</p> <p>本日はお疲れ様でした。</p>
---------------------------------------	--